補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百九十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百六十号」を「第百六十一号」に改め、同条に次の一号を加える。

百六十一　原子力災害健康管理施設整備交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　城島　正光

内閣総理大臣　野田　佳彦

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百九十六号

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年九月一日とする。

環境大臣　長浜　博行

内閣総理大臣　野田　佳彦

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百九十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第二号及び第三号、第十八条第二項第二号、第十九条の二十一第二項並びに第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項及び第二十五条の五十八第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五十四条、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第三項（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五十一条の五の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「法第十九条の二十三第一項」を「同号」に改める。

第四条第一項中「廃プラスチック類」を「食物くず」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第四条の二第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉に残留するもの（国土交通省令で定める物質を含むものを除く。）

二　貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体

第四条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　生鮮魚及びその一部（漁ろう活動に伴い生ずるものに限る。）

第四条の二第四項中「別表第三」の下に「第一号、第二号、第五号及び第六号」を加え、「その排出方法に関する基準が同表第一号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第二号に定めるところにより行う」を「当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずる」に改め、各号を削る。

第九条の二第二号中「油等以外」を「油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外」に改める。

第九条の三中「別表第二の二」を「別表第四」に改める。

第十一条の八中「（法」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加え、「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。

第十一条の九中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。

第十一条の十の表第一号上欄中「第四号」を「第五号」に、「別表第四」を「別表第五」に改める。

第十一条の十一第一項を削り、同条第二項中「、硫黄分の濃度が質量百分率四・五パーセント以下であり、かつ」を削り、同項を同条とする。

第十二条中「第十九条の二十六第一項ただし書」を「第十九条の三十五の四第一項ただし書」に改め、同条ただし書中「法第十九条の二十六第二項本文」を「同条第二項本文」に改める。